

父島保育園

R6年度



小笠原村父島字奥村

04998-2-2544 (TEL)

04998-2-7015 (FAX)

<保育理念>

◎「たくましく生きる力を育てる」

<保育目標>

◎自分で考え行動する。

◎自分も友達も大切にす。

◎自然と共に健康な体をつくる。

◎挨拶がしっかりできる。

<保育園の概要>

- 1 名称 小笠原村立父島保育園
- 2 設置者 小笠原村長
- 3 所在地 東京都小笠原村父島字奥村 Tel04998-2-2544
- 4 構造規模 鉄筋コンクリート平屋 園庭 固定遊具
- 5 開園日 昭和53年5月2日(認可 昭和53年4月1日)
- 6 職員 園長 1名
保育士 6名 会計年度任用職員 保育補助 4名
調理員 2名 会計年度任用職員調理員 1名 (R5.2現在)

7 園児定員数 66名

8 クラス名	年齢	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	クラス名	ひよこ	かめ	やし	がじゅまる

- 9 保育時間
一般保育 平日 8:45 ~ 16:00
土曜日 8:45 ~ 12:00
特例(延長)保育 平日 7:45 ~ 17:15
土曜日 7:45 ~ 12:00
就学前保育 平日 8:45 ~ 12:30
土曜日 お休み

(長期休業は学校の休みに準じて決定します。)

- 10 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)
その他村長が必要と認めるとき(臨時休園)

- 11 給食 平日 昼食及び間食
土曜日 なし

12 園舎概略図



<保育内容>

- ◎ 健康な体づくり。
- ◎ 日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につける。
- ◎ 友達とのつながりを深めながら、いろいろな活動を通して自立と自信を養い生活の経験の範囲を広げる。
- ◎ 小笠原の自然に親しみ、それらに対する愛情や関心を育てる。
- ◎ いろいろな体験を通してことばを習得し、自由に自己表現をする。
- ◎ 音楽や造形活動に親しみ、美しいものに接する楽しさや創造的に表現する喜びを育てる。

保育園に通いはじめると、子どもたちは二つの生活の場(家庭と保育を受ける場)を持つこととなります。ご家庭と保育園でより良い相互・信頼関係を築きながら、子どもたちには愛情を持った保育を行っていきます。

<園の心得(注意事項)>

○登園・降園について

- (1) 登園・降園の時間は必ず守ってください。

		(登園時間)		(降園時間)
一般保育		8:45	16:00
特例保育	(早)	7:45	16:00
	(遅)	8:45	17:15
	(早・遅)	7:45	17:15
就学前保育		8:45	12:30

(土曜日は、12:00降園)

- ・欠席・遅刻の際は必ず8:00～8:30までに連絡をください。
(担任でなくてもかまいません。理由をお知らせください。)
- ・上京する際は、旅行届・長期欠席届を提出してください。(資料1)

- (2) 送迎は、保護者が責任を持って行ってください。

- ・送迎人や、登降園の時間に変更のある場合は必ず事前に、連絡してください。
- ・お子様一人での登降園、小学生、中学生による送迎はさせないでください。
- ・登降園時の安全面には十分気をつけ、送迎後は速やかに退出をお願いします。

- (3) 登園の際は、おもちゃ、お菓子類は、持たせないようにしてください。

- (4) 「住所・勤務先・勤務時間・緊急連絡先」等に変更があった場合は、すぐにお知らせください。(緊急時に連絡ができなくなります。)



○連絡について

- (1) 「園だより」と「献立」は毎月末に配布します。
 - ・各クラスからの「クラスだより」は月1回配布します。
- (2) 毎日の活動内容、給食サンプル、連絡事項の変更・追加などは正面玄関掲示板に掲示してあります。送迎時に確認してください。
- (3) 連絡帳を確認したらサインをしてください。

○健康について

- (1) 伝染病及び、伝染性の病気発生の時は緊急に届け出てください。
 - ・医師の許可があるまでは、登園はできません。
 - ※登園届の提出が必要です(資料2)
 - ※インフルエンザの場合は「インフルエンザ診断書(証明書)」
 - コロナの場合は「コロナ診断書(証明書)」を提出してください。
- (2) 健康状態が悪いと思われる時は、無理をさせず休ませるようにしてください。

他のお子さんへの感染を防ぐため、風邪からくる咳、結膜炎、下痢、嘔吐の症状がある時は、登園を控えてください。体調が悪い場合は、お迎えに来ていただくこともあります。※保育園は集団の場であると言う事にご理解ください。
- (3) 園で薬を服用させることはできません。日常保育に差し支える状態ではないが投薬を必要とする場合は、保護者の手によって行っていただきます。
 - ※医師と相談の上服用が必要と判断され、保護者が投薬しに來れない場合は「与薬依頼票」(資料3)と一緒に、1回分(要記名)を担任か対応した者に保護者が直接手渡してください。
 - 薬を服用しての登園は、担任か対応した者に伝え、連絡帳でもお知らせください。**
- (4) 予防接種を受けた後は、ご家庭で静かに過ごさせてください。
- (5) 毎朝、登園前に排泄する習慣をつけてください。
- (6) 朝食は必ず食べて登園させてください。
- (7) 手洗い・うがいの習慣をつけてください。
- (8) 食物アレルギーの対応について
 - ・医師の診断書を元にできる限りの対応をし、配慮するよう心がけております。
 - ・アレルギー対応を行うにあたり、下記の手順が必要になるのでご相談ください。
 - (ア) 医療機関で診断を行い、アレルギーの原因物質の特定を行う。
 - (イ) 「アレルギー児食事状況調査票」を園から受け取り提出する。
 - (ウ) 保護者・保育士・調理師による面談を行い、対応方法(内容)の決定を行う。
 - (エ) アレルゲン検査の受診を毎年行い、検査結果を提出する。
 - ※対応内容に変更希望がある場合は、随時面談を行い対応します。



<感染症の出席停止基準>

	感染症名	出席停止基準
1	インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消滅するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	ウイルス性肝炎	主要症状消退するまで
5	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺の腫れが消失するまで
6	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
7	水ぼうそう(水痘)	全ての発疹がかさぶたになるまで
8	プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状消退した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎	治癒するまで
10	急性出血性結膜炎	治癒するまで
11	ヘルパンギーナ(なつかぜ)	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
12	手足口病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
13	りんご病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
14	溶連菌感染症	有効治療を始めてから2~3日たってから
15	マイコプラズマ肺炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないと認めるまで
16	突発性発疹	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
17	ヘルペス性歯肉口内炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
18	コロナウィルス	発症後5日かつ、軽快後丸1日を経過するまで

《登園届は保育園でお渡し致します》

※保育士が症状等の確認、把握をさせていただいたうえでお渡しとなります。

※その他感染症に関しても、医師の判断で登園停止となります。医師の診断で登園して差し支えないと認めるまでは登園を停止してください。



(資料3)

父島保育園

与薬依頼票

依頼日	令和 年 月 日 (曜日)		
園児名		クラス	
病名(症状)			
飲み薬	種類	抗生物質 風邪薬 鼻水の薬 喘息の薬 咳止め 下痢止め 吐き気止め その他 ()	
		水薬1回 種類 飲み方 そのまま飲む	
	粉薬1回 種類 飲み方 水に溶く		
	錠剤1回 種類 飲み方 その他 ()		
ぬり薬	かゆみ止め アトピー その他 ()		
	ぬる部位		
目薬	結膜炎 目やに	両目 右 左	
その他			
与薬時間	昼食前 昼食後 おやつ前 おやつ後		
	その他 ()		
かかった医療機関			
薬を出された日			
医師からの注意事項			

受取人サイン []

お薬を預けるまえに

- 1 確認してください！
 - ・ 1回分の量に分けてますか？
 - ・ 薬の袋、容器に名前は書いてありますか？
- 2 お薬と与薬依頼票は、職員に保護者が直接手渡してください。
- 3 飲み薬では1日2回、朝・夕で処方してもらえる薬もあります。(医師に相談してください)

<持ち物について>



☆ すべての持ち物に、必ず名前を付けてください。(靴下・歯ブラシなども)

○毎日の持ち物

- (1) 通園バック(リュックサック)
- (2) おたより帳・連絡帳(保育園で用意してあります)
- (3) 名前バッチ(保育園で用意してあります)
- (4) 帽子(園指定のカラー帽子) ※登降園の際着帽してください。
- (5) ひも付き手拭タオル
- (6) 箸・箸箱又は、三点セット(箸・スプーン・フォーク)
- (7) おしぼり(濡らさず)・おしぼり入れ
- (8) 水筒(中身は水かお茶)
- (9) お昼寝セット(契約児のみ)

毎日清潔な物と交換してください。

・三角袋 ※薄手の布で作ってください (資料4)

・バスタオル {
 ・上掛け用1枚
 ・シーツ用1枚 (※サイズ60cm×120cm以内でお願いします)

(資料5)

(9) プールバック(通年)

汚れ衣類を持ち帰ります。翌日持ってきてください。



○週初めに持ってきて、週末持ち帰る物

- (1) 上履き(バレシューズ又は、外履きと区別のつくもの)
- (2) 上履き袋(出し入れがしやすい少し大きめの袋)
- (3) コップ(割れにくく、安定性のある物)
- (4) コップ袋(出し入れしやすいように少し大きめの袋)

コップに記名した後セロテープを上から貼ると名前が消えません！！



○園に置いておくもの

- (1) 着替え袋(自分で出し入れできる袋)
- (2) 着替え
 - ・ パンツ3枚 (2歳児は、下着を多めに入れてください)
 - ・ Tシャツ3枚
 - ・ ズボン2枚



☆ 衣類は季節に合わせ、活動しやすく自分で着脱しやすい物にしてください。

随時、点検し補充をお願いします。

☆ 名前を忘れずにつけてください。

- (3) ビーチサンダルまたはギョサン



○その他の持ち物

- ・くじらの日(月1~2回)
 - 水筒(肩掛け式で直接口をつけて飲めるもの)
 - 弁当箱(一段の物)
 - レジャーシート(小さい物)

※移動しやすいように持ち物一式をバックにまとめてください

- ・水遊び期間(6月~10月)
 - 水着(自分で着脱できるシンプルなもの)
 - フェイスタオル(真ん中にループを付けたもの)

※ プールは循環式ではありません。水が汚れやすいため、日焼け止めクリーム等は使用せず自分で着脱できるTシャツ、前開きのラッシュガード等に対応してください。

<入園時提出物>

- ・台布巾 小2枚 (記名は不要です)
(作り方)

小 新しいタオルを半分に切りそれぞれを四つ折りにして四角に縫います。
手のひらサイズの台布巾2枚が出来上がります。

- ・2歳児は、手つきビニール袋1パック提出(おむつ用)

○見本



上履き・上履き袋(資料6)



コップ・コップ袋(資料6)



手拭きタオル(ループ付)
・箸・おしぼり(資料6)



着替え袋(資料6)



三角袋(資料7)

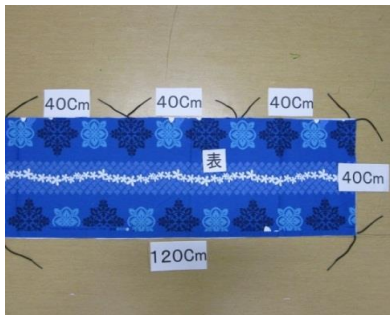


ループを真ん中につけたフェイスタオル

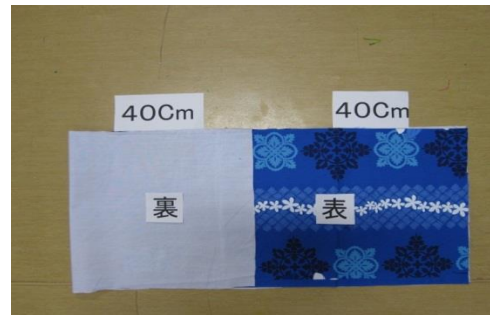


(資料4)

＜三角袋の作り方＞



- ① 120cm×40cmに切り、
表を上にして置く。



- ② 3分の1の40cmを折る。



- ③重なった上の部分を縫う。



- ④ 右側の40cmを袋の中に入れ、
下2枚を縫う。



- ⑤ 中央の三角部分を持って裏返します。
端がほつれないように縫う。

※大きく名前を付けてください。
※自分で結びやすいよう薄手の布1枚で
作ってください。(裏地はいりません)

※見本は保育園にあります。
わからない時はご相談ください。

(資料5)

<ベッドシーツの作り方>

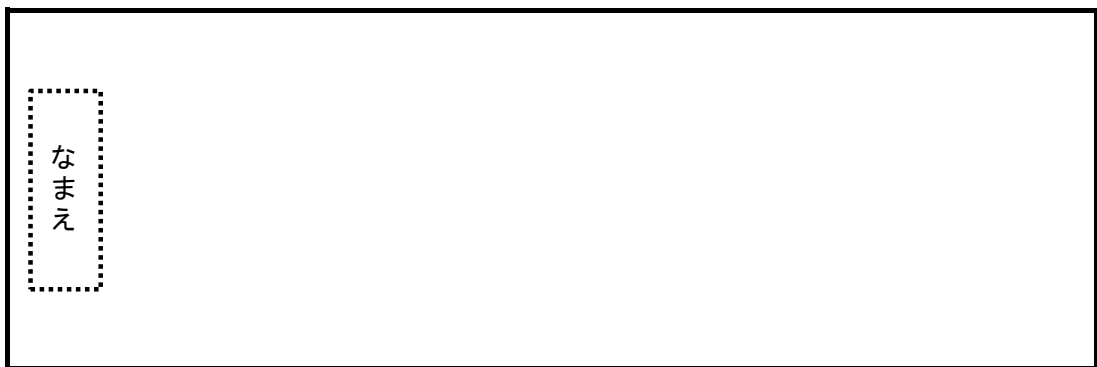
バスタオル 60cm × 120cm


幅広ゴム 60cmを2本
(2 ~ 3 cm幅)

【 作り方 】

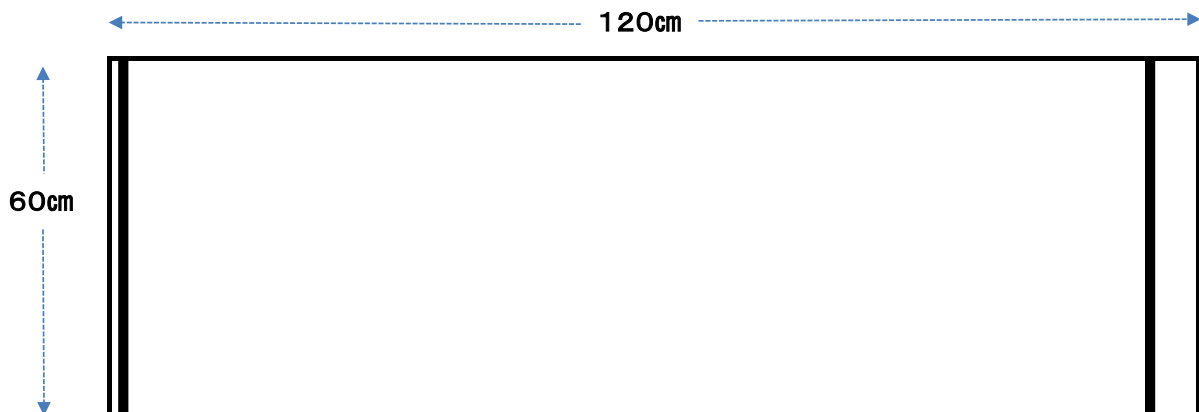
名前は、別布にマジックで大きく書いて縫い付けてください

《 表 》



バスタオルの裏側4隅に幅広ゴム()60cmを縫い付ける。

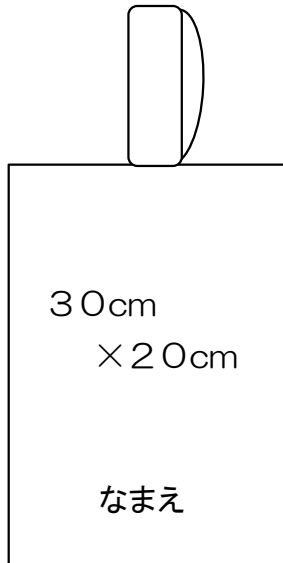
《 裏 》



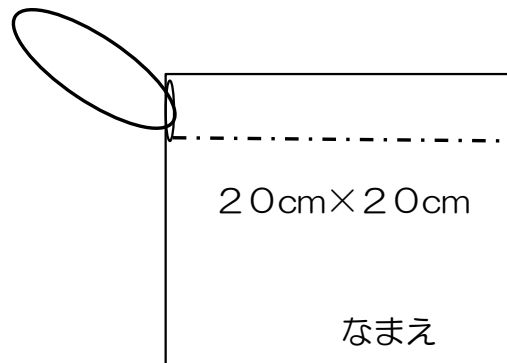
(資料6)

<持ち物袋の作り方>

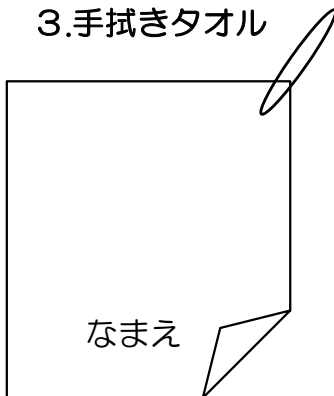
1. 上履き袋



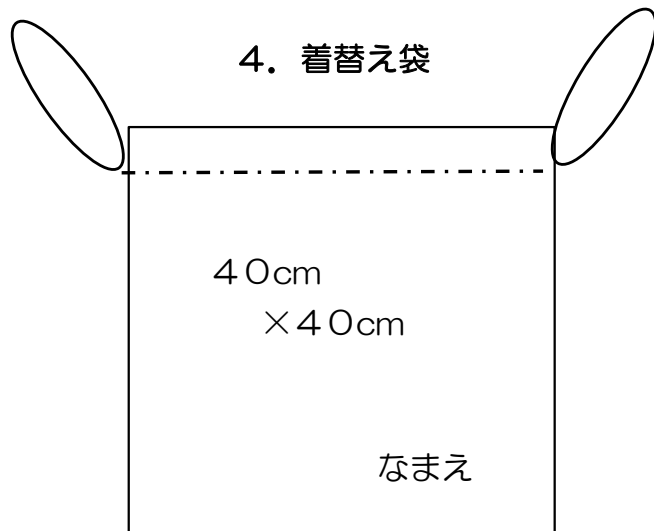
2. コップ袋



3. 手拭きタオル



4. 着替え袋



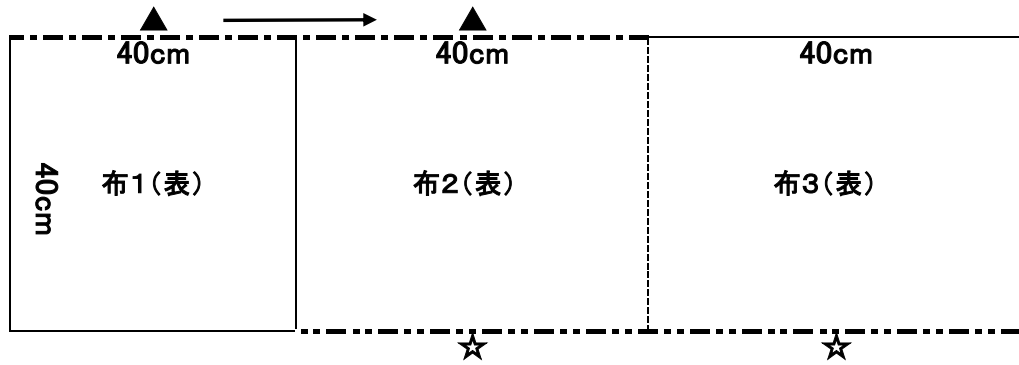
※ サイズはおおよそなので、その通りでなくても構いません。

※ 自分で出し入れできる袋（市販のものでも構いません）にしてください。

※ 名前を忘れずに付けてください。

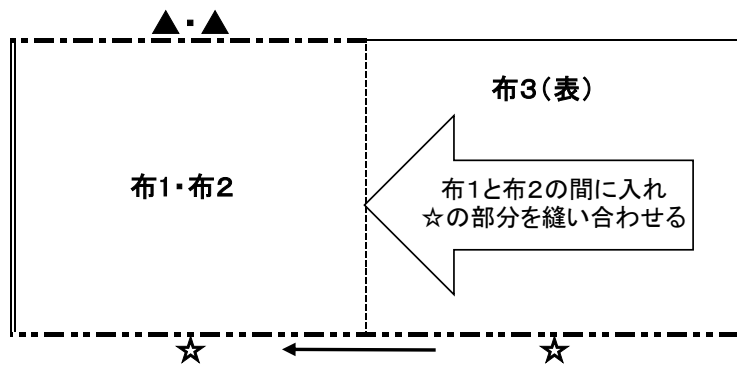
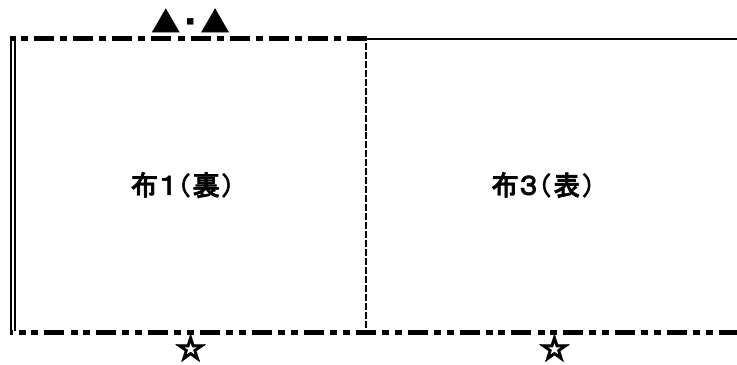
(資料7)

<三角袋の作り方>

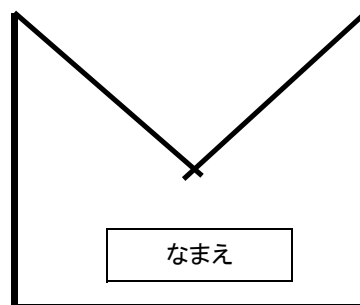
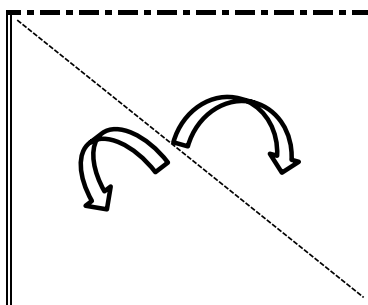


【作り方】




- ① 120cmの布を三等分に折り ▲を重ねて縫う。
- ② ▲の重なったところに布3の ☆部分を入れ☆の部分縫う。
- ③ 中の端と表の端を裏返し、三角袋となる。



この印の所を割って、裏返しにして出来上がりです。



<年間行事予定>

	保育行事	保健	
4月	進級・入園式 懇談会 遠足	<p>蟻虫検査</p> <p>歯科検診・健康診断</p> 	
5月	こどものひ		
6月	プール開き 虫歯予防デー		
7月	七夕 お泊り保育(年長組のみ)		
8月	合同保育		
9月	プール閉い お月見会		
10月	運動会		
11月	いも植え(年長組のみ) 個人面談期間 もちつき		<p>歯科検診・健康診断</p> 
12月	イルミネーション点灯式		<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・歯科検診は、嘱託医が行います。 ・結果については、その都度お知らせします。 ・健診後異常のあったときは、早く治療しましょう。 
1月	お楽しみ会		
2月	豆まき 生活発表会 懇談会		
3月	ひなまつり 芋掘り遠足 卒園式		
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定 *誕生児の保護者は誕生会の見学ができます。		
6月～1月	3歳～5歳児保育参加(資料8) *ひよこ組(2歳児)の保育参加はありません。		
月1～2回	くじらの日		



(資料8)

<保育参加について>

○園で半日を一緒に過ごし、子どもの普段の園生活を知ることをお願いとして「保育参加」を行っています
なお、給食の試食(300円)もできます。

(対象) 3歳・4歳・5歳児クラス

(実施日) 月曜日～金曜日(6月～1月)

※4月・5月・10月・2月・3月については、行事の都合のためなしとさせていただきます。

(参加時間) 9:00～11:30……試食なし

9:00～12:30……試食あり

○保育参加を希望する方へのお願い

- ・保育参加人数は1日1クラス1名とします。
- ・参加日の保育活動は事前に担任に確認し一緒に参加をしてください。見学ではなく子どもたちと関わり、遊びを楽しんでいってください。
- ・小さい子(兄弟)を連れての参加は、保護者の見られる範囲内で一緒に遊んでください。給食については、同伴した子ども分は各自で用意してください。
- ・試食代(300円)はお釣りの無いよう担任までお願いします。
- ・保育活動によっては、保育参加できない場合もありますのでご了承ください。
- ・誕生会、くじらの日は保育参加はありません。

*誕生児の保護者は誕生会の見学はできますので担任まで声をかけてください。

○参加方法

- ・掲示板の所に下記の参加希望届と予定表があります。希望届に記入して参加の1週間前までに提出してください。

保育参加希望届				
クラス名				組
参加者氏名				
希望日	令和	年	月	日 ()
時間	:	～	:	
給食試食	する	・	しない	

見本

<非常災害に備えて>

○避難について

防災避難計画については、年間計画を立て毎月1回避難訓練を行っています。災害に対する様々な知識を見て、聞いて、体で感じ、いざという時のために備えています。

(主な活動場所)

(避難場所)

保育園	——→	保育園裏避難道より高校体育館
製氷海岸周辺	——→	奥村交流センター (※状況により、屏風谷・第三トンネル前休憩所)
前浜周辺	——→	小中学校体育館
水産センター	——→	大神山

どちらに避難しても、安全が確認できれば高校体育館へ移動します。

○警戒宣言時の対応

- ・ 災害時は防災無線の指示に従い避難します。
- ・ 防災無線の内容を確認し、自身の安全に十分注意したうえで自主的に避難場所に迎えに来てください。
- ・ 保育園からの電話連絡はできなくなることが想定されます。日頃から防災無線に耳を傾けて、落ち着いて行動できるように心がけてください。
- ・ 避難所への移動中は、お子様の引き渡しは行えません。避難場所にて確実に引き渡しを行いますので避難場所まで同行してください。
- ・ 警戒宣言時、保育園の携帯電話は連絡網の発信やその他緊急用に使用します。ご家庭からの連絡は必要最低限にお願いします。

(事情により迎えに来られない場合)

- ・ 保護者間の連絡が双方で確認できている場合のみ、代理の方に引き渡します。
- ・ 連絡が取れない場合は取れるまでこちらでお預かりします。

緊急避難場所 —— 高校体育館

保育園携帯電話

080-1399-4278

chichijimahoikuen@docomo.ne.jp

保育園へ入園できる基準

【一般保育】

保育園へ入所できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には、児童の面倒を見ている者)が次にあてはまる事情にある場合です。

- ①(家庭外労働) 児童の親が家庭外で仕事を行っているため、その児童の保育ができない場合。
- ②(家庭内労働) 児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事を行っているため、その児童の保育ができない場合。
- ③(親のいない家庭) 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。
- ④(母親の出産等) 母親の出産前後、病気、負傷、心身に障害があるとき、その児童の保育ができない場合。
- ⑤(病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいる場合に親が常時その看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。
- ⑥(家庭の災害) 火災、風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損した際、その復旧にかかる間、児童の保育ができない場合。

【産前産後保育】

妊娠24週目から出産予定日までを産前保育とし、出産後1ヵ月目から数えて8週目の属する月末日までを行う。**※定員を超えている場合はお受けすることが難しい場合もございます。利用を希望される場合は、事前にご相談ください。**

産後保育期間の特例保育(延長保育)については、診断書等の提出がある場合のみ対象。

【就学前保育】

5歳児に関して、就学前に集団生活に慣れることを目的とし、就労に関係なく就学前保育を実施しています。

【保育園入園申請書類】

一般保育・産前産後保育の場合

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(資料9)
2. 保育所入所申込書
3. 家庭状況申立書
4. 令和3年度課税情報※保育所入所申込書で課税台帳の確認に同意をいただいた方は不要
5. 入園基準にかかる必要書類、上記①～⑥に該当する書類を添付
 - ① 勤務(内定)証明書<<外勤用>>
 - ② 勤務状況申告書<<自営業・内職>>
 - ③ 申述書
 - ④ 医療機関等の診断書(産前産後保育については、母子手帳の写し)
 - ⑤ 申述書、診断書 ! 申述書を提出する場合、保育にかける理由、内容等を細かく記入してください。情報が少ない場合は再提出いただく場合がございます。
 - ⑥ 申述書

※家庭内・外で労働をされる場合の就労時間の目安は週3日以上、1日4時間以上となります

特例(延長)・土曜保育を希望する場合

1. 特例(延長)保育申込書、土曜保育用勤務証明書
2. 土曜保育申請書

就学前保育の場合

1. 保育所入所申込書

(資料9)

保育施設利用時の「保育の必要性の認定」について

子どもたちが健やかに成長できるようすべての子育て家庭を支援するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されました。この法律に基づき、質の高い幼児期の教育・保育を提供し、子育て支援策の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。それに伴い、保育施設を利用するためには小笠原村の「保育の必要性の認定」を受けていただいたうえで、保育所の入所申込をしていただくこととなります。

なお、小笠原村には、幼稚園、認定こども園等の施設がなく、保育所のみとなりますので、保育所の受け入れ時間等にかぎりがあり、認定内容が保育所の入所内容にすべて反映されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

○対象となる施設

- ・父島保育園
- ・母島保育園

○認定の種類

認定区分	対象となるお子さまの年齢 (令和3年4月1日現在)	保育の 必要性	利用できる施設(クラス)
1号認定	3歳から5歳(就学前まで)	無	幼稚園・認定こども園(対象施設なし)
2号認定	3歳から5歳(就学前まで)	有	契約児 父島保育園(かめ、やし、がじゅ) 母島保育園(とまと、ばなな、めろん)
3号認定	c		契約児 父島保育園(ひよこ) 母島保育園(ひよこ)

※3号から2号に年度途中で変わるひよこ組は、2号・3号の認定を同時に行うこととなります

○私的契約について

◇私的契約児は、保育の必要性の認定は必要ございません。

○認定申請について

1号認定(3歳から5歳で保育の必要性なし)の方

◇小笠原村に対象施設がありません。

2号認定(3歳から5歳で保育の必要性あり)及び

3号認定(0歳から2歳で保育の必要性あり)の申請が必要な方

◇認定を受けていただく必要があります。

～申請の流れ～

①保育園児募集期間に、保育所入所申込書、添付書類と一緒に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書をご提出ください。

②保育所入所書類審査をさせていただきます。

③村民課福祉係より、区分認定証と入所決定に係る通知書を発送させていただきます。

※基本的に、保育所入所申込申請と同時での認定申請となります。

お問合せ先

小笠原村村民課福祉係

TEL04998-2-3939

<契約児の保育時間について>

○一般保育

平日 8時45分 ~ 16時00分

土曜日 8時45分 ~ 12時00分

○特例(延長)保育

平日(早) 7時45分 ~ 16時00分

(遅) 8時45分 ~ 17時15分

(早・遅) 7時45分 ~ 17時15分

土曜日 7時45分 ~ 12時00分

※別紙、特例(延長)保育申込書の提出が必要です。

※降園時間については、保護者の方の勤務状況等により決定いたします。

入所後、年度途中での申請

<特例(延長)保育>

- ・特例保育を希望される場合は、遅くとも1週間前までに勤務時間の変更に伴う、「保育時間変更届」・「特例(延長)保育申込書」をご提出ください。

※急な申し出による特例保育はお受けできません。(必ず事前申請を行ってください)

- ・特例保育期間中であっても、ご両親のどちらかが通常保育時間の迎えが可能であれば保育園に連絡後お迎えに来てください。

・利用されている方の特例保育時間等を把握するため、勤務のシフト提出をお願いいたします。月末にシフト表を配布いたしますので翌月分のシフトを記入の上ご提出ください。なお、シフト表の提出がない場合は特例保育をお受けすることができません。お早目にご提出をお願いいたします。

(注意)

- ・特例保育をお受けできない例

1. 仕事以外での特例保育はお受けできません
 - × 家族・友人等が来島するため
 - × 仕事後買い物をしてくるため
2. 特例保育に必要な書類が未提出の場合
3. ご両親のどちらかが休日の場合

<勤務先の変更等>

- ・勤務時間や勤務先の変更、新しい仕事を始めた場合は、必ず勤務証明書又は採用予定証明書をご提出ください。

(保育中に至急ご家族に連絡を取らなければならないこともあります。必ず勤務先等の書類を提出してください。)

※秋頃に契約児全員の方対象で、再度勤務状況等を確認させていただくため、勤務等にかかる書類のご提出をいただき、必要に応じて面談を実施する予定です。

<保育料について>

保育料は、令和元年10月より給食費を含め無料となっております。

<年度途中での入園・退園について>

○退園

帰島日程が定まらない場合や、1ヶ月以上上京される場合等は、一度退園をしていただくこととなります。その他事情がある場合はご相談ください。

○年度途中での入園

・事情により年度途中での入所を希望される場合は、事前にご相談をいただき、書類や面談等で審査をさせていただきますこととなります。

・定員を超えている場合等、入所できない場合がございます。

<管外保育(広域入所)について>

出産等により園児または幼児を伴い上京した時に、滞在先市町村の保育園(認可保育園)へ入園希望の場合は、村役場を通しての入園申込みとなります。希望する保育園の空き状況によって、入園が決まりますので、詳細については村民課福祉係にご相談ください。

<食物アレルギーについて>

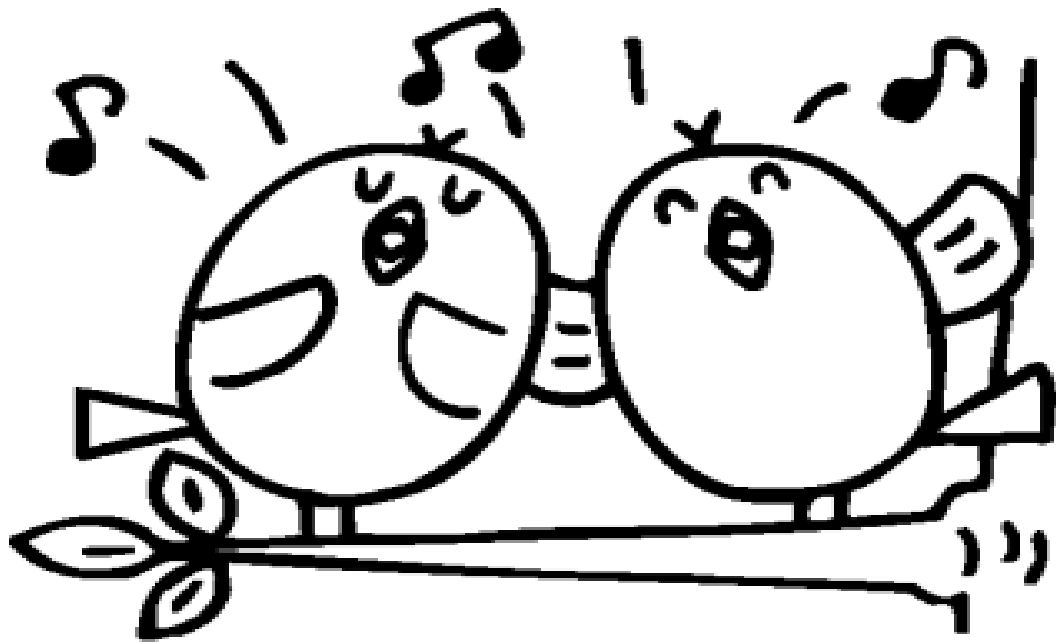
父島保育園では食物アレルギーをお持ちのお子様の給食について、事前に園と保護者で話し合い除去食等の方針を決めています。園としましてもできる限りの対応を行いますが、安全を考慮したうえで場合によってはお弁当を持参していただくこともあります。

急な対応はできませんので、入所希望の場合は早めにご相談ください。

<お子様の既往歴等について>

入所にあたり、お子様の既往歴や気になる点がある場合、医師の診断書のご提出や、保育を実施するうえで保護者の方の気になること等を教えていただき、保育士等で確認をさせていただいたうえで、園として、できる限りの対応をさせていただきます。気になる点がある場合はお早目にご相談ください。

【問合せ先】
村民課福祉係 2-3939



〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

小笠原村役場 村民課福祉係

TEL : 04998-2-3939

FAX : 04998-2-3223